## ○機械器具使用料金一覧表

| 区分        | 番号 | 金額                   |
|-----------|----|----------------------|
| 昇降盤機      | 1  | 1 台 3 0 分につき 1 6 5 円 |
| 自動鉋機      | 2  | 1 台 3 0 分につき 1 6 5 円 |
| 手押鉋機      | 3  | 1 台 3 0 分につき 1 6 5 円 |
| 丸鋸機       | 4  | 1 台 3 0 分につき 1 6 5 円 |
| 軸傾斜横切盤    | 5  | 1 台 3 0 分につき 1 6 5 円 |
| ベルトサンダー   | 6  | 1 台 3 0 分につき 1 6 5 円 |
| 染色釜       | 7  | 1 台 3 0 分につき 1 6 5 円 |
| 糸鋸機       | 8  | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| グラインダー    | 9  | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| 卓上ボール盤    | 10 | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| コンプレッサー   | 11 | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| 竹荒はぎ機     | 12 | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| 竹幅面取機     | 13 | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| 研磨機       | 14 | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| スパイラルサンダー | 15 | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| 卓上带鋸盤     | 16 | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| 火曲げ       | 17 | 1 台 3 0 分につき 1 1 0 円 |
| その他の機械器具  |    | 1 台 3 0 分につき 1 6 5 円 |

## 備考

- 1 使用時間は、準備及び後始末の時間を含むものとする。
- 2 使用許可を受けた時間を超えて使用するときは、超過30分(3 0分に満たないときは30分とする。)につき、当該30分当たり の使用料を加算する。
- 3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。